

平成29年3月29日

【照会先】

大分労働局職業安定部

職業安定部長 佐伯 直俊

職業安定課長補佐 二宮 茂

電話：097-535-2090

## 大分市と「雇用対策協定」を締結！

大分労働局では、地方創生推進のため、地域の課題に対する共通認識を持ち、求職者の就職促進や企業の人材確保支援などの雇用に関する施策について、役割分担や連携方法を明確化し、密接な連携のもとに実施するための「国と地方自治体の雇用対策協定」を、平成29年3月24日に大分市と締結し、各種施策に取り組んでまいります。



佐藤樹一郎 大分市長（左）と



大分労働局と県内自治体との雇用対策協定は、大分市で7市目の締結となりました。

宇佐市 (平成28年2月24日)  
佐伯市 (平成28年2月24日)  
豊後大野市 (平成28年2月26日)  
豊後高田市 (平成28年3月3日)  
中津市 (平成28年7月14日)  
日田市 (平成28年10月26日)

( )は締結日



# 大分市と大分労働局との雇用対策協定



大分市の平成29年1月の有効求人倍率は1.57倍と、大分県全体の1.34倍に比べて高いものの、職種や雇用条件などによる雇用のミスマッチが生じています。また、少子高齢化が進展していく中、様々な分野で働ける魅力ある職場づくりを進め、にぎわいと活力に満ちたまちづくりが求められています。

このため、大分市が行う産業施策や福祉施策と、国(大分労働局)が行う職業紹介、事業主支援その他の雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、両者で「雇用対策協定」を結ぶこととしました。

## 大分市

＜大分市まち・ひと・しごと創生＞  
～しごととにぎわいをつくる～

- ・産業振興（商業・工業・サービス業）の推進
- ・起業・創業等への人材確保支援
- ・幅広い雇用関連施策の推進 等

## 総合的な雇用対策の推進

- ①雇用の拡大と人材の確保・育成支援
- ②働くことを希望する人への幅広い就職支援
- ③UIJターン・学生の地元就職支援
- ④ワーク・ライフ・バランスの推進



## 国(大分労働局) ＜ハローワーク大分＞

＜全国ネットワークを活かした雇用対策＞

- ・ハローワークによる職業相談・紹介
- ・雇用保険制度の運営
- ・各種助成金による事業主支援
- ・公的職業訓練への誘導 等

## 雇用の分野で市と国が連携した施策を展開

### 雇用の拡大と人材の確保・育成支援

- ・市内事業所を対象とした各種支援策(助成金、市の事業等)の活用セミナー(相談会)の共同開催
- ・立地企業等に対する人材確保支援
- ・雇用条件の向上と安定した雇用の拡大に係る相互協力

### UIJターン・学生の地元就職支援

- ・UIJターン説明会、相談会でのハローワーク出張相談
- ・UIJターン受入れ求人開拓の実施(ハローワーク)
- ・新規学卒者の地元就職支援
- ・教育委員会及び学校との連携によるキャリア教育の推進

### 働くことを希望する人への幅広い就職支援

- ・高齢者の就業促進による生涯現役社会の推進
- ・障がい者の一般就労に向けた支援の促進
- ・生活困窮者の自立支援

### ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・長時間労働の削減、有給休暇取得促進等の周知・啓発
- ・マザーズコーナーによる「子育て関連情報」の提供、セミナー等の開催による両立支援
- ・保育士確保に向けた潜在有資格者への働きかけ、職場見学会

## 「運営協議会」の開催及び施策の推進のための要請

- 運営協議会を開催し、密に連携する体制を強化。※大分市は、商工労働課を中心として参画。労働局は、職業安定課長等及びハローワーク大分所長が参画。
- 大分市長及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するための必要な要請を相互に行うことができる。

「雇用対策協定」の締結により、総合的な雇用対策を展開し、市民サービスの更なる向上を目指します。

## 大分市雇用対策協定

大分市（以下「市」という。）及び大分労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、以下のとおり「大分市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市が行う雇用、産業、福祉及び教育に関する施策と、労働局が行う職業紹介、雇用保険、雇用管理指導その他雇用に関する施策とが密接な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について一体的に進めていくための連携・協力の内容などを定め、市の雇用・労働環境の改善に強力に取り組むことを目的とする。

### （取組内容）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するための共通の事業目標の下、具体的な取組の内容、実施方法及び数値目標を「大分市雇用対策協定に基づく事業計画」に毎年定め、必要に応じ改定を行うものとする。

### （要請）

第3条 大分市長及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができ、当該要請について誠実かつ速やかに対応するものとする。

### （秘密保持）

第4条 協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

### （運営協議会）

第5条 市及び労働局は、協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行うための運営協議会を設置するものとする。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

### （その他）

第6条 協定に定めがない事項が生じた場合又は本協定の内容について改定する必要が生じた場合は、その都度、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合において、他に定めがないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

### 附 則

この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大分市長及び大分労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月24日

大分市長

佐藤樹一郎



厚生労働省大分労働局長

南保昌孝

